

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

鳥取県規則第六十号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(趣旨)

鳥取県興行場法施行細則



則

鳥取県興行場法施行細則

目 次

規 則

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則
鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
行政書士法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則を廃止する規則

鳥取県興行場法施行細則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

第一条 この規則は、興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行に関し、興行場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十九号)及び鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 法第二条の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書(興行場営業の許可の申請)を知事に提出しなければならない。

第三条 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、前条の申請書に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十日以内に様式第二号による届出書を知事に提出しなければならない。

(興行場営業の停止等の届出)

第四条 営業者は、興行場営業を停止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に様式第三号による届出書を知事に提出しなければならない。停止した興行場営業を再開したときも、同様とする。

(書類の提出部数等)

第五条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副本とし、興行場の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則
(施行期日)

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(興行場法施行細則の廃止)

2 興行場法施行細則(昭和五十一年五月鳥取県規則第四十一号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のよひに改正する。

別表第一保健所長の項第四十号から第四十一号までを次のよひに改める。

四十 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)第四条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定

四十一 鳥取県興行場法施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

丁 第二条の規定による興行場営業の変更の届出の受理

丁 第四条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理

様式第1号(第2条関係)

興行場営業許可申請書

職 氏 名 殿
興行場営業の許可を受けたいので、鳥取県興行場法施行細則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所
(法人あつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
記

興行場の名称

興行場の所在地

常設・仮設の別

常設・仮設

興行の種・別

映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸

興行場の構造設備の概要

入場者定員

管理者

営業期間

添付書類

1 申請者の住民票の写し、外国人登録済証明書又は法人登記簿謄本

2 興行場の周辺の状況を明らかにした図面

3 興行場の構造設備の状況を明らかにした図面

4 申請者と管理者が異なる場合にあつては、管理者となるべき者の就任の承諾を証する書類

様式第2号(第3条関係)

興行場営業変更届出書

職 氏名 殿

興行場営業の許可の申請事項に変更を生じたので、鳥取県興行場法施行細則第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
記

記

報 公 取 戴

興行場の名 称

興行場の所在地

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 第 号

変 更 事 項

変 更 前

変 更 後

変 更 年 月 日 年 月 日

変 更 理 由

添付書類
1 営業者の住所又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)を変更した場合にあつては、変更後の住民票の写し、外国人登録済証明書又は法人登記簿謄本2 興行場の構造設備を変更した場合にあつては、変更後の構造設備の状況を明らかにした図面
3 管理者を変更した場合において當業者と新たに管理者となつた者が異なるときであつては、その者の就任の承諾を証する書類

様式第3号(第4条関係)

興行場営業停止(廃止・再開)届出書

職 氏名 殿

興行場営業を停止(廃止・再開)したので、鳥取県興行場法施行細則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
記

記

興行場の名 称

興行場の所在地

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 第 号

停止(廃止・再開)年月日 年 月 日

停止(廃止・再開)理由

鳥取県へい獸処理場等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県へい獸処理場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、へい獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号。以下「法」という。）の施行に関し、へい獸処理場等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百八十五号）、へい獸処理場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号）及び鳥取県へい獸処理場等に関する法律施行条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(へい獸取扱場外における解体等の許可の申請)

第二条 法第二条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(へい獸処理場等の設置の許可の申請)

第三条 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。

(へい獸処理場等の変更の届出)

第四条 法第三条第二項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定

による届出は、様式第三号による届出書を提出してしなければならない。

第二 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、第三条の申請書に記載した事項（構造設備の概要を除く。）に変更を生じたときは、その日から十日以内に様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(へい獸処理場等の経営の停止等の届出)

第五条 設置者は、へい獸処理場又は製造若しくは貯蔵の施設の経営を停止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。停止した経営を再開したときも、同様とする。

(へい獸処理場等の設置の許可を与えない場所)

第六条 法第四条第三号（法第八条において準用する場合を含む。）の規定により公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として知事が指定する場所は、公園、学校、病院その他多数人の集合する施設から百五十メートル以内の場所とする。

(へい獸処理場における衛生措置)

第七条 法第五条第四号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第一のとおりとする。

(製造又は貯蔵の施設における衛生措置)

第八条 法第八条において準用する法第五条第四号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第二のとおりとする。

(動物の飼養等の許可の申請)

第九条 法第九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

(動物の飼養等の届出手続)

第十一条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第七号による届出書を提出してしなければならない。

(動物の飼養等の変更の届出)

第十二条 法第九条第一項の許可を受けた者（以下「飼養等をする者」という。）は、第九条の申請書又は前条の届出書に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十日以内に様式第八号による届出書を知事に提出しなければならない。

(動物の飼養等の停止等の届出)

第十三条 飼養等をする者は、動物の飼養又は収容を停止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に様式第九号による届出書を知事に提出しなければならない。停止した飼養又は収容を再開したときも、同様とする。

(畜舎等における衛生措置)

第十四条 法第九条第五項において準用する法第五条第四号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第三のとおりとする。

(書類の提出部数等)

第十五条 法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副二部とし、当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

(施行期日)

附 則

- 1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。
(へい獣処理場等に関する法律施行細則の廃止)

2 へい獣処理場等に関する法律施行細則（昭和三十一年十一月鳥取県規則第八十号）は、廃止する。

3 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）

の一部を次のように改正する。

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第十五号〔〕中「へい獣取扱場等設置の許可」を「へい獣処理場の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理」に改め、同号〔〕中「魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等」を「製造又は貯蔵の施設」に、「又はこれらの施設若しくは区域の変更の許可」を「及びその構造設備の変更の届出の受理」に改め、同号〔〕中「第七条第一項」を「第七条」に、「魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等」を「製造又は貯蔵の施設」に、「その施設等」を

「その施設」に改め、同号〔〕中、「牛等」を「動物」に改め、「をする施設の設置」を削り、「その施設」を「畜舎等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

(一) 第四条第二項の規定によるへい獣処理場等の構造設備以外の変更の届出の受理

(二) 第五条の規定によるへい獣処理場等の経営の停止等の届出の受

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第二十二号(一)中「へい獸処理場以外の施設又は区域で」を「へい獸取扱場外における」に改め、「を行なうこと」を削り、同号(四)及び(五)中「魚介類等を原料とする油脂等の製造」を「製造又は貯蔵」に改め、同号(六)中「牛等」を「動物」に改め、同号(八)中「牛等の飼養等をする施設の設置者」を「飼養等をする者」に、「その施設」を「畜舎等」に改め、同号(九)中「牛等の飼養等をする施設」を「畜舎等」に改め、同項第二十三号及び第二十四号を次のように改める。

二二三 鳥取県へい獸処理場等に関する法律施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理

(二) 第十二条の規定による動物の飼養等の停止等の届出の受理

二十四 削除

別表第一(第七条関係)

区分	措置
へい獸取	消毒を十分に行うこと。
二 へい獸等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。	
三 へい獸の解体、埋却又は焼却は、次に掲げるところに	

扱場

従つて行うこと。

イ 搬入されたへい獸は、速やかに解体し、埋却し、又は焼却すること。

ロ 解体したへい獸の臓器等は、速やかに処分すること。
ハ へい獸を埋却する土坑の深さは、二メートル以上とし、埋却後六月間は発掘しないこと。

ニ へい獸の焼却は、完全に行うこと。

化製場

三 製作業は、化製室で行うこと。

四 原料並びに著しい臭気を発する製品及び半製品は、原料貯蔵室に保管すること。

別表第二(第八条関係)

区分	措置
化製場	一 へい獸共通伝染病により死亡した魚介類又は鳥類を原料として用いるときは、消毒を十分に行うこと。
製造の施設	二 原料を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。
へい獸取	三 製作業は、製造室で行うこと。
二 へい獸等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。	
三 へい獸の解体、埋却又は焼却は、次に掲げるところに	

別表第三（第十三条関係）

一 人畜共通伝染病による死亡した獣畜、魚介類又は鳥類を貯蔵する所が、消毒を十分に行なつてから貯蔵する。

二 貯蔵物を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄する。

三 貯蔵物は、原料貯蔵室に保管する。

四 飼養し、又は収容している動物が、人畜共通伝染病にかかる所では、消毒その他の防疫上必要な措置を行う。

一 動物の糞尿等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄する。

三 動物の糞は、汚物だめに貯蔵する。

四 魚介類の臓器、食物の残廃物等著しい臭気を発する飼料の材料の調理並びに当該材料及び飼料の貯蔵は、飼料取扱室で行なう。

様式第1号（第2条関係）

へい獣取扱場外解体（埋却・焼却）許可申請書

職 氏 名 殿

へい獣取扱場外におけるへい獣の解体（埋却・焼却）の許可を受けたいので、鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

へい獣の種類及び数	
実 施 場 所	
実 施 日 時	年 時から 月 時まで
利用する施設設備の概要	
へい獣取扱場外で行う理由	
解体を行う場合にあつては、解体後の臓器等の処分方法	

添付書類

- 1 利用する施設設備の状況を明らかにした図面
- 2 実施場所の周辺の状況を明らかにした図面

鳥取県公報

様式第2号(第3条関係)

へい獸処理場(製造・貯蔵の施設)設置許可申請書

職 氏名 殿

へい獸処理場(製造・貯蔵の施設)の設置の許可を受けたいので、鳥取県へい獸処理場等に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

④

届出者 住 所

④

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

記

へい獸取扱場(解体・埋却・焼却)
化農場
製造・貯蔵の施設

施 設 の 区 分	へい獸取扱場(解体・埋却・焼却) 化農場 製造・貯蔵の施設
設 置 の 場 所	
構 造 設 備 の 概 要	
化農場及び製造の施設にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法	
管 理 者	

設 置 許 可 年 月 日	年	月	日
設 置 許 可 番 号	第	号	
変 更 の 概 要			
変 更 年 月 日	年	月	日
変 更 理 由			

様式第3号(第4条関係)

へい獸処理場(製造・貯蔵の施設)構造設備変更届出書

職 氏名 殿

へい獸処理場(製造・貯蔵の施設)の構造設備を変更するので、へい獸処理場等に関する法律第3条第2項(第8条において準用する同法第3条第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所

④

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

記

- 1 申請者の住民票の写し、外国人登録済証明書、又は法人登記簿謄本
- 2 構造設備の状況を明らかにした図面
- 3 設置の場所の周辺の状況を明らかにした図面
- 4 申請者と管理者が異なる場合にあつては、管理者となるべき者の就任の承諾を証する書類

添付書類

変更後の構造設備の状況を明らかにした図面

変更後の構造設備の状況を明らかにした図面

様式第4号(第4条関係)

へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)構造設備以外変更届出書

職 氏名殿

へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)の構造設備以外に変更を生じたので、鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

届出者 住 所

㊞

届出者 住 所

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

記

設 置 許 可 年 月 日	年	月	日
設 置 許 可 番 号	第		号
変 更 事 項			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 年 月 日	年	月	日
変 更 理 由			

設 置 許 可 年 月 日	年	月	日
設 置 許 可 番 号	第		号
停止(廃止・再開)年月日			
停止(廃止・再開)理由			

添付書類

- 1 設置者の住所、又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)を変更した場合にあつては、変更後の住民票の写し、外国人登録済証明書又は法人登記簿謄本
- 2 管理者を変更した場合において設置者と新たに管理者となつた者が異なるときには、その者の就任の承諾を証する書類

様式第5号(第5条関係)

へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)経営停止(廃止・再開)届出書

職 氏名殿

へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)の経営を停止(廃止・再開)したので、鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

届出者 住 所

㊞

記

記

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

様式第6号(第9条関係)

動物飼養等許可申請書

職 氏名殿

動物の飼養等の許可を受けたいので、鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則第9条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

申請者 氏名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

動物の種類及び数	
畜舎又は家禽舎の所在地	
畜舎又は家禽舎の構造設備の概要	
管 理 者	

添付書類

1 畜舎又は家禽舎の構造設備の状況を明らかにした図面

2 申請者と管理者が異なる場合にあつては、管理者となるべき者の就任の承諾を証する書類

様式第7号(第10条関係)

動物飼養等届出書

職 氏名殿

動物の飼養等をしているので、へい獣処理場等に関する法律第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

動物の種類及び数	
畜舎又は家禽舎の所在地	
畜舎又は家禽舎の構造設備の概要	
管 理 者	

添付書類

1 畜舎又は家禽舎の構造設備の状況を明らかにした図面

2 届出者と管理者が異なる場合にあつては、管理者となるべき者の就任の承諾を証する書類

様式第8号(第11条関係)

動物飼養等変更届出書

職 氏 名 殿

動物の飼養等の許可の申請事項(届出事項)に変更を生じたので、鳥取県へい獣処理場等にて
り届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

飼養等許可(届出)年月日	年	月	日
飼養等許可番号	第	号	
変 更 事 項			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 年 月 日	年	月	日
変 更 理 由			

様式第9号(第12条関係)

動物飼養等停止(廃止・再開)届出書

職 氏 名 殿

動物の飼養等を停止(廃止・再開)したので、鳥取県へい獣処理場等にて
り届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

飼養等許可(届出)年月日	年	月	日
飼養等許可番号	第	号	
停止(廃止・再開)年月日	年	月	日
停止(廃止・再開)理由			

添付書類

- 1 畜舎又は家禽舎の構造設備を変更した場合にあつては、変更後の構造設備の状況を明らかにした図面
- 2 管理者を変更した場合において飼養等をする者と新たに管理者となつた者が異なるときには、その者の就任の承諾を証する書類

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九款の二 営農研修館（第一百三十一条・第一百三十一条の二）」

「第九款の二 営農研修館（第一百三十一条・第一百三十一条の二）」

を 第九款の三 農村総合研修所（第一百三十一条の三・第一百三十一条の

に改める。

第十二条農業指導課の項に次の一号を加える。

十二 農村総合研修所に関すること。

第一百七条第三項振興課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とする。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

（名称及び位置）

第九款の三 農村総合研修所

第一百三十三条の三 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第六号）第二条の規定により設置された

第八条から第十条までを削り、第十一条を第八条とし、第十二条中「別記様式第三」を「別記様式第二」に改め、同条を第九条とし、第十三条を

農村総合研修所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立農村総合研修所	倉吉市

第一百三十一条の四 農村総合研修所は、農村指導者等の研修のための利用に関する事務を分掌する。

第一百三十九条中「第十五条第二項」を「第十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

第十条とする。

別記様式第二を削り、別記様式第三を別記様式第二とする。

附 則

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

別表第七十八号を次のように改める。

七十八 削除

別表中第七十九号及び第八十号を削り、第八十号の二を第七十九号とし、第八十号の三を第八十号とする。

別表第百五十二号及び第百五十三号を次のように改める。

百五十二及び百五十三 削除

附 則

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

別表第一第一号(10)を次のように加える。

(9) 鳥取県興行場法施行条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号）第五条の規定に基づく手数料

別表第一第一号(10)を次のように改める。

(10) 鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号）第八条の規定に基づく手数料

診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行細則を廃止する規則

鳥取県規則第六十三号）は、廃止する。

（施行期日）
附 則

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五条第四項に規定する者については、廃止前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行細則第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第二条第一項中「政令」とあるのは「診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第二百八十六号）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）」と、同規則第三条中「法」とあるのは「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）」とする。

3 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第九条第

三項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生大臣への具申

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第六号の二を削る。

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七 削除

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十号中「診療放射線技師及び診療エツクス線技師法」を「診療放射線技師法」に、「又は」を「及び」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条第二項の規定による照射録の提出の要求及び照射録の検査の実施